

美加の台中学校区青少年健全育成会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は美加の台中学校区青少年健全育成会と称し美加の台中学校区を区域とする。

第2条 本会の事務局は河内長野市美加の台 7-2-1 美加の台中学校区内におく。

第2章 目的及び活動

第3条 本会は青少年の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 家庭と地域との緊密な連携によって、青少年の非行防止と健全なる育成をはかる。
2. 地域活動により、社会的環境をよくする。
3. 関係各組織との連携をはかり、より有効な活動ができるよう努力する。
4. その他本会の目的をとげるための必要な活動をする。

第3章 方針

第5条 本会は、青少年の健全な育成を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教にかたよることなく活動する。
2. 本会は本会または本会役員の名で営利的事業に協力したり政党や団体の候補者を推薦しない。
3. 青少年の健全育成のために活動する団体及び機関と協力する。

第4章 会員

第6条 本会の会員は次の通りとする。

1. 美加の台地区(中学校区)に在住する者。
2. 河内長野市青少年健全育成協議会に登録された各種団体の中から美加の台中学校区に関連のある団体の代表者及び委員。

第5章 役員

第7条 本会の役員は、会員より通常、次の通り選出する。

会長1名、副会長4名、書記1名、会計1名、専門部長4名、同副部長4名及び参与若干名。

但し、会長以外の役員数は各年度の事業内容により、必要に応じて運営委員会の承認により変更できる。また、役員は他の役員及び会計監査委員を兼ねることはできない。

第8条 役員は、指名委員会が推薦し、本人の同意と総会の承認を得て決定する。

第9条 各役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第10条 会長は次の職務を行う。

1. 本会を代表して会務を総轄し、総会及び運営委員会を招集する。
2. 専門部会の委員を委嘱する。

第11条 副会長は、次の職務を行う。

1. 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
2. 地区内の情勢を把握し、地区内の連絡並びに親睦にあたる。

第12条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び運営委員会並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。

第13条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理する。
2. 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. 予算の立案について協力する。

第14条 専門部長は、専門部会を統括する。

第15条 参与は専門的な知識により会務の助言を行う。

第6章 会計監査委員

第16条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第17条 会計監査委員は、指名委員会で協議選出し、総会の承認を得るものとする。

第18条 会計監査委員は、本会の経理を監査し、総会において、会計監査報告をする。

第19条 会計監査委員は、本会の経理状況を把握するため、本会のあらゆる会議に出席することができる。

第20条 会計監査委員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

第7章 顧問

第21条 本会に顧問若干名をおくことができる。顧問は本会が必要と認めた者を運営委員会が指名し、本人の同意を得て決定する。

第8章 経理

第22条 本会の活動に必要な経費は、市及び各種団体の助成金や寄付金等でまかなうものとする。

第23条 本会の経理は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第24条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 総会

第25条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関である。

1. 定期総会は、年1回とし会計年度終了後すみやかに実施する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたときに開催する。

第26条 総会は、第6条の会員を基準として、出席した者によって成立する。

第27条 総会の議決は、出席者の過半数によるものとする。

第10章 運営委員会

第28条 役員をもって運営委員会を構成し、総会の議決にもとづく本会の業務を統括し
かつ総会に提出する議案を調整する。

第29条 運営委員会は会長が必要と認めるとき、または、運営委員の3分の1の要求が
あったときに開催する。

第30条 運営委員会の議決は出席者の過半数によるものとする。

第31条 運営委員会は、次の事項について議決権を有する。

1. 予算の補正。
2. 臨時専門部会の設置及び新専門部会の承認。
3. 細則の制定とその改正。

第11章 専門部会

第32条 総会議決の事業について、調査・研究・立案・実施するため、次の専門部会を
設ける。

- 1 育成部
- 2 指導部
- 3 研修部
- 4 広報部

第33条 必要に応じて、運営委員会の承認を得て臨時専門部会を設置することが
できる。

第12章 指名委員会

第34条 本会は、役員及び会計監査委員候補者を推薦するために指名委員会を
つくる。

第35条 指名委員会は、細則の定める各地区委員より1名、副会長、並びに参加に
よって構成される。

第36条 指名委員会の委員長は、役員の互選で決定し、必要に応じて
委員を招集する。

第13章 会則の改正

第37条 会則は総会の過半数の賛成を得て改正することができる。

附則 この会則は、平成4年6月6日より施行する。

(平成5年5月30日一部改正)

(平成7年5月21日一部改正)

(平成8年5月26日一部改正)

(平成17年5月28日一部改正)

(平成18年5月27日一部改正)

(平成22年5月29日一部改正)

第1章第2条一部改正

(平成25年5月25日一部改正)

第11章第32条一部改正

会則変更

第11章 専門部会

第 32 条 総会議決の事業について、調査・研究・立案・実施するため、次の専門部会を設ける。

- 1 育成部
- 2 ~~輔導部~~
- 3 研修部
- 4 広報部



指導部